

寄 附 申 込 書

年 月 日

伊佐市長 様

(申込者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

※ 署名（自筆）の場合、押印は必要ありません。
署名でない又は法人の場合は、記名押印してください。

次のとおり寄附をしたいので、裏面を確認のうえ申し込みます。

記

寄附しようとするもの	
金額（評価額）	
寄附の目的（理由）	
寄附に対する条件	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り () <input type="checkbox"/> 全物件一括での寄附を希望します（複数件ある場合）
寄附の公表について ※「広報いさ」への掲載	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
添付書類	<input type="checkbox"/> 不動産明細書（全部事項証明書、固定資産税名寄せ台帳など） <input type="checkbox"/> 権利者全員の同意書等 ※申込者と登記名義人が異なるとき <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	

不動産の寄附申込みに対する伊佐市の取扱いについて

- ① 寄附により受納できる不動産は、伊佐市が将来においてその不動産を有効に活用できることが見込まれるものに限られますので、市が受納しない場合もあります。
- ② 寄附後の用途等に条件が付くもの（負担付き寄附）は受納できません。（地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会議決が必要になるため。）

※ 地方自治法96条第1項は、「負担付きの寄附又は贈与を受ける」ときは議会の議決を要する旨の規定を置いています。

「負担付きの寄附」とは、当該寄附を受ける際に負担を伴う一定の条件が付せられ、その条件や義務を履行しない場合は解除されるようなものを指します。

用途を指定した「指定寄附」は受納できます。

- ③ 申込者本人名義、又は名義が容易かつ確実に変更できるものに限りします。

※ 「名義が容易かつ確実に変更できるもの」とは、市が所有権移転登記をするにあたり必要となる書類（相続登記に必要な遺産分割協議書、戸籍謄本、印鑑証明証など）を申込者自身に準備していただくことを条件とします。

- ④ 土地の境界が明確で、係争等の原因となるようなものでないこと。
- ⑤ 寄附物件及び隣接地に崩落等の危険がないこと。
- ⑥ 私権その他の権利が設定されていないもの。
- ⑦ 農地でないこと。（農地法第3条第2項第2号により地方公共団体は農地を取得できないため。）